

政策提言書

「まちづくりについて」

令和5年12月

笠岡市議会総務文教委員会

目 次

はじめに	1
1 調査研究の経過	2
2 調査研究のまとめ	4
3 政策提言	10
おわりに	13

はじめに

人口減少社会が到来し、私たちは生活スタイルの変革をせまられており、少子化高齢化は人手不足、担い手不足を招いている。これまでの成熟した社会の概念や価値観をも変え、多様性とあわせて持続性を重んじる社会構造への変革を求められている。

本市においても、こうした変化の中で、世代間交流の機会が減少し、住民同士のかかわりが薄れたことなどから、さまざまな分野での課題に直面している。

本市では、平成24年度から市内24地区で新たな地域づくりを担う『まちづくり協議会』がスタートし、各地域において様々な活動が行われているが、運営の主体となる役員の高齢化やなり手不足等の課題を抱えるとともに地域のつながりの希薄化などから、当初、期待された活動の展開には、必ずしも結びついていないのが実情である。

このため、笠岡市議会総務文教委員会では、今後さらに進んで行くであろう高齢化・人口減社会の中で、住民主体による持続可能なまちづくりに取り組むための課題や問題点を整理し、市民が本当に活動しやすい仕組みづくりはどうあるべきかを考察する必要があると考え、「まちづくりについて」をテーマに調査研究を行うこととした。

※総務文教委員会委員【9名】

委員長	大本	邦光
副委員長	栗尾	典子
委員	天野	喜一郎
委員	奥野	泰久
委員	妹尾	博之
委員	藤井	義明
委員	真鍋	陽子
委員	森岡	聰子
委員	山本	聡

1 調査研究の経過

日付	活動	内容
令和4年 7月4日	総務文教委員会勉強会	調査・研究テーマを決めるため、各委員の意見を集約
令和4年 9月14日	総務文教委員会勉強会	今後の調査・研究方法の検討
令和4年 9月16日	総務文教委員会	調査・研究テーマを 「まちづくりについて」に決定
令和4年 11月16日	福岡県糸島市行政視察	コミュニティセンターについて
令和4年 11月17日	長崎県五島市行政視察	まちづくり協働事業について
令和5年 1月27日	総務文教委員会勉強会	執行部職員との勉強会を実施
令和5年 5月18日	宮城県登米市行政視察	市民協働のまちづくりについて
令和5年 9月14日	総務文教委員会勉強会	執行部職員との勉強会を実施
令和5年 11月8日	総務文教委員会勉強会	政策提言に向けての委員間討議
令和5年 11月29日	総務文教委員会勉強会	政策提言に向けての委員間討議・素案の決定
令和5年 12月18日	政策提言報告会	全議員へ政策提言書（素案）の説明
令和5年 12月20日	委員長報告	本会議にて政策提言書の報告

令和5年 12月20日	議長に報告・提出	政策提言書を議長へ提出
令和5年 12月20日	市長に提出	政策提言書を市長へ提出

2 調査研究のまとめ

<各自治体の取組>

当委員会では、政策提言のテーマに沿った調査・研究を行うために、令和4年11月及び令和5年5月に先進自治体3市を視察し、先進地の取組について研究を行った。

〔福岡県糸島市〕 コミュニティセンターについて

糸島市では、小学校区ごとに公民館を設置し、地域住民の学習活動や文化活動などに取り組んできたが、一方で、小学校区を単位とした住民主体のまちづくりや地域活動が活発になるにつれ、社会教育法に基づく利用規定では多岐にわたる市民ニーズに応えられない状況が生じてきた。

このため、令和2年度より、社会教育機能を中心とした公民館から様々なまちづくり活動が可能となるコミュニティセンターへ移行し、地域の拠点となる施設として再構築することで、校区単位でのまちづくりのさらなる推進を目指すこととした。

【コミュニティセンター（平成2年4月～）】

根拠法令：地方自治法

糸島市まちづくり基本条例

管理規程：糸島市立コミュニティセンター条例 等

施設数：小学校区ごとに全15館

職員：センター長 1名

センター員 2名

主な業務：まちづくり活動の支援

生涯学習事業の実施

館の管理運営

〔長崎県五島市〕 まちづくり協働事業について

昭和30年のピーク時に9万人を超えていた人口は、離島という地理的要因、高度経済成長期における若者の就職、高校卒業後の進学による流出などの影響で、減少の一途をたどっている。

過疎化と高齢化の進展や個人の価値観の多様化に伴い、住民同士のつながりが希薄化し、地域コミュニティ機能が弱まることを強く懸念し、対策として地域住民と行政が協働でまちづくりを推進する「地域の絆再生事業」を平成26年度からスタートした。

市内13の公民館単位に「まちづくり協議会」が設置され、人的支援、拠点等の支援、財政的支援など、さまざまな行政支援を行っている。

【人的支援】

各地区のまちづくり協議会では、市の職員である支所長、出張所長が協議会の事務局長を務めたり、支所の係長が事務局の役割を担うなど協議会の運営をサポートしている。

さらに、市が会計年度任用職員として任用している人材を「集落支援員」として全13地区を対象に一人ずつ配置しているのが特徴である。

【拠点等の支援】

13地区のまちづくり協議会の活動拠点として、市の支所、出張所の執務室を提供しており、各地区のそれぞれの執務室で集落支援員が日常業務を進めている。

まちづくり協議会の役員等が参集する会議も支所、出張所の会議室や公民館等で行われるケースが多い。

【財政支援（絆再生事業交付金）】

13地区交付金額は5千万円規模で、地区により140万円から550万円の交付金を交付している。

各地区においては、今後の人口減少、少子高齢化を見据えた活動が増えている。

〔宮城県登米市〕 市民協働のまちづくりについて

登米市には小学校区を基本とした21のコミュニティ組織があり、公民館及びふれあいセンターを拠点として活動を行っている。

また、地域が抱える課題解決を図るために、平成25年から平成27年までに21コミュニティすべてで地域づくり計画を策定し、5年ごとに見直しを行うこととしている。

平成27年4月には「登米市未来のまちづくり支援事業」を開始し、人的支援（集落支援員制度）、財政的支援（一括交付金制度）、拠点整備支援（集会施設整備事業）を三本柱として、市民協働のまちづくりを推し進めている。

【登米市未来のまちづくり支援事業】

◆人的支援（集落支援員制度）

コミュニティ活動の基盤強化を図るため、総務省の集落支援員制度を活用し、各地域に1名ずつ「登米市集落支援員」を配置

※集落支援員設置業務委託契約で実施

◆財政的支援（一括交付金制度）

地域住民が主体的に活動し、自分たちの手で魅力ある地域をつくるため、「登米市がんばる地域づくり応援交付金」を創設

○基礎交付金

※全コミュニティに対する交付金

均等割(1,050千円)と人口割(地域人口×400円)にて算出

○地域サポート事業交付金

※地域課題に直結した新規の取組に対する交付金

単年度 1事業あたり上限20万円 5事業まで

(内部審査により決定)

◆拠点整備支援（集会施設整備事業補助金制度）

地域住民のコミュニティ活動や自主防災組織の活動拠点となっている集会施設の整備のための「登米市集会施設整備事業補助金」を拡充

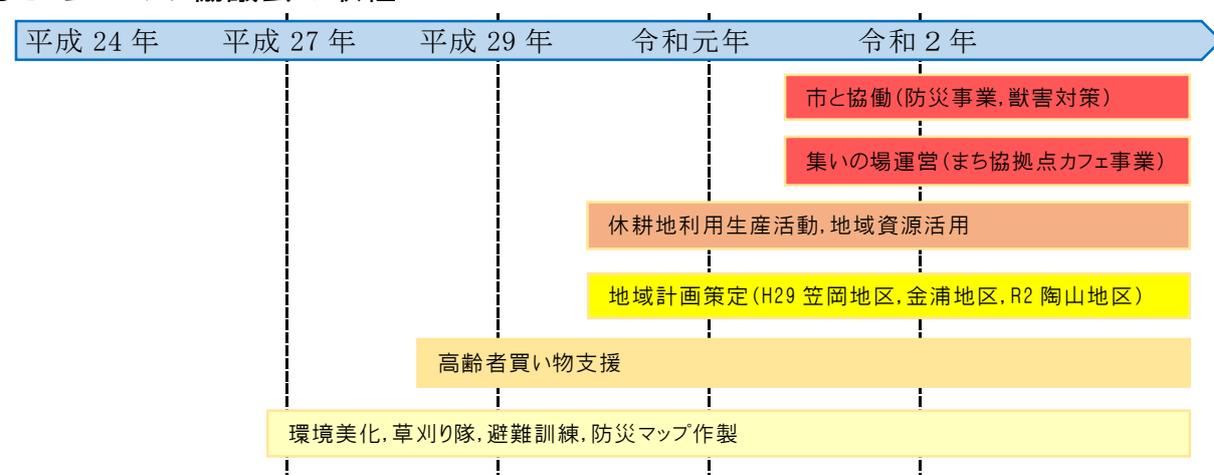
< 笠岡市の取組 >

■まちづくり協議会のこれまで

○まちづくり協議会発足まで

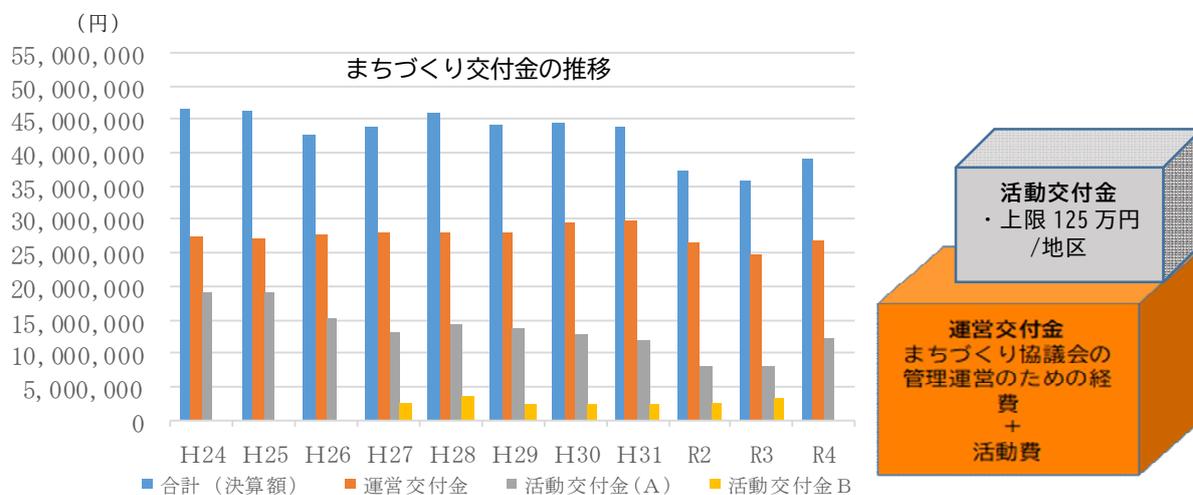
- 平成 15 年 12 月 笠岡市みんなが輝くまちづくり条例
- 平成 20 年 3 月 笠岡市自治基本条例
- 平成 22 年 1 月 「笠岡市地縁組織との協働システム構築計画」発表
- 平成 22 年 10 月 「地域担当職員」配置
- 平成 24 年 4 月 市内 24 地域でまちづくり協議会本格スタート

○まちづくり協議会の取組



○魅力あるまちづくり交付金の推移

魅力あるまちづくり交付金は、地域での協議に基づいた地域の自主的な活動を推進するために、まちづくり協議会へ次の交付金を交付しています。交付金の種類は運営交付金、活動交付金（活動交付金 B は令和 3 年度で終了）の 2 種類です。



※R4 年度から運営交付金と活動交付金に加算、加算枠を導入

笠岡市まちづくり協議会の状況表

	まちづくり協議会名	人口データ（単位：人）				
		人口 (2022.9.30時点)▼	年少人口 (0歳～14歳)▼	生産年齢人口 (15歳～64歳)▼	高齢人口 (65歳～)▼	高齢化率▼
1	富岡北地区まちづくり協議会	1,387	174	765	448	32.3%
2	富岡南地区まちづくり協議会	1,767	230	1,042	495	28.0%
3	笠岡地区まちづくり協議会	5,888	585	3,048	2,255	38.3%
4	番町地区まちづくり協議会	2,177	220	1,231	726	33.3%
5	新横島緑町まちづくり協議会	952	93	497	362	38.0%
6	今井地区まちづくり協議会	1,516	87	695	734	48.4%
7	金浦地区まちづくり自治協議会	4,565	439	2,368	1,758	38.5%
8	城見地区まちづくり協議会	3,134	293	1,632	1,209	38.6%
9	陶山地区みんなが輝くまちづくり協議会	1,250	78	620	552	44.2%
10	大井まちづくり協議会	2,458	208	1,215	1,035	42.1%
11	大井南まちづくり協議会	2,644	194	1,840	610	23.1%
12	吉田地区まちづくり協議会	2,452	190	1,286	976	39.8%
13	新山地区自治会	1,464	111	702	651	44.5%
14	北川まちづくり協議会	1,878	161	911	806	42.9%
15	大島まちづくり協議会	4,032	452	2,082	1,498	37.2%
16	神島まちづくり協議会	2,007	222	1,023	762	38.0%
17	横江・美の浜まちづくり協議会	4,295	577	2,644	1,074	25.0%
18	神島外浦まちづくり協議会	504	37	185	282	56.0%
19	高島まちづくり協議会	71	1	25	45	63.4%
20	飛島自治振興会	72	0	13	59	81.9%
21	白石・島づくり委員会	387	8	95	284	73.4%
22	北木島まちづくり協議会	625	8	149	468	74.9%
23	真鍋島まちづくり連絡協議会	160	3	39	118	73.8%
24	六島まちづくり協議会	47	3	15	29	61.7%
		45,732	4,374	24,122	17,236	37.69%

令和4年度決算額								
運営交付金 (単位：円)							活動交付金	活動数
総額	人件費	賃借料	光熱水費	運営費	活動費	自主財源充当額 (▲)	(単位：円)	
708,630	180,000	60,000	0	281,636	187,534	▲ 540		
410,309	54,400	120,000	0	159,052	76,857	0		
1,996,869	799,630	240,000	96,000	419,879	441,360	0		
860,539	499,035	0	0	233,234	128,270	0	562,410	4
313,000	0	120,000	0	100,750	92,250	0		
1,410,000	145,200	488,400	286,392	339,442	197,944	▲ 47,378	587,120	2
1,472,254	600,000	0	0	147,049	725,205	0	221,740	2
1,139,191	564,480	90,000	7,872	316,313	160,526	0	578,673	5
1,081,194	734,730	0	49,846	214,795	81,823	0	904,979	5
1,462,000	766,590	303,600	253,364	200,080	171,521	▲ 233,155	233,000	2
1,457,000	0	240,000	100,000	342,214	778,615	▲ 3,829	260,000	1
970,809	578,000	0	0	93,330	299,479	0	151,183	2
1,170,000	799,200	0	200,491	236,151	35,848	▲ 101,690	1,250,000	6
998,577	556,200	0	0	349,251	93,126	0	410,445	6
1,567,997	799,200	240,000	120,000	298,799	109,998	0	653,266	3
645,296	420,000	0	0	86,951	138,345	0	298,865	2
1,226,783	380,000	0	54,843	411,674	380,266	0	236,787	1
1,027,209	791,040	0	0	119,749	116,420	0	28,207	1
1,220,000	800,000	120,000	100,000	110,093	89,984	▲ 77	1,481,000	3
1,106,000	800,000	24,000	0	48,444	235,975	▲ 2,419	1,600,000	3
1,056,906	799,200	0	17,646	72,509	167,551	0	250,000	1
1,048,647	800,000	0	0	191,430	60,670	▲ 3,453	1,175,835	4
1,275,143	800,000	240,000	68,330	132,307	34,506	0	471,682	3
1,318,185	799,980	240,000	443,041	83,460	44,745	▲ 293,041	696,469	4
26,942,538	13,466,885	2,526,000	1,797,825	4,988,592	4,848,818	▲ 685,582		
					運営→	26,942,538	12,051,661	←活動

3 政策提言

現在、笠岡市では人口減少とその対応が最大の関心であり、その中で安心安全で暮らしやすいまちづくりをいかに進めていくかが課題である。

第7次総合計画後期では「市民活動をさらに進め、より笠岡らしい個性あるまちづくりを確立し、市民がいきいきと活躍する持続可能なまちを目指す」としている。また、「潜在的な住民自治力を引き出し、様々なセクターや市役所内の複数の部署や地域や社会的な課題に関わることができるようなコーディネート機能を確立する」ともしている。

笠岡市は平成15年に「笠岡市みんなが輝くまちづくり条例」が制定され、それをもとに平成24年度から24地区で『まちづくり協議会』がスタートした。そして令和3年度にこれまでの取組や活動状況を踏まえ、10年の区切りに見直しを図ろうとした。

また、笠岡市には現在、まちづくりのために各地域にさまざまな基幹組織があり、行政から委託された任務を負う役員や人員も多数存在する。さらに、福祉団体等外部所管組織もあり、重層的にまちづくり組織が存在している。

このような現状の中で各地域に多くの問題点や課題があり、新たな「まちづくり協議会条例」及び手引きを制定することだけでそれらを解決することはできないと議会は判断をした。人口減少、高齢化の中で、地域の違いを尊重し、市民が本当に活動しやすい仕組みづくりはどうあるべきなのかを考察した。また、学校再編が進む中、閉校後の小学校跡地利用は地域の再生の場ともなると考えられる。公共施設の在り方や財政的な観点からも住民自治と連動した地域振興が無駄なく行われる必要がある。

まちづくりが、地域の中で、そして行政との相互の連携に基づき、総合的、自立的、自律的な地域運営へと移行するための課題を整理し、次のとおり提言する。

(1) さまざまな組織と仕組みについて

自治会，子ども会，PTA，婦人会，老人会，民生委員，栄養委員，愛育委員，児童委員，スポーツ少年団，青色防犯パトロール隊，交通警察協助手員，地域安全推進委員，消防団，自主防災組織，婦人防火クラブ，公民館，行政協力委員，廃棄物減量推進委員，まちづくり協議会，更生保護女性会，地域おこし協力隊，集落支援員，地区社会福祉協議会など各地域には多くの組織や役員及び協力員が存在する。まちづくりは行政と対等な立場であり，参加する全ての組織が対等でなければならない。現在，人員の確保が出来ている地域もあるが，島しょ部では高齢化率が非常に高く，住人も少なくなっている地域では，組織を一つにまとめ，兼務することによりわかりやすい組織になっている。

まず，各地域の活動の重複をなくすため，各組織の目的を明確化し，整理すること。小規模多機能自治が推進できるように縦割り行政からの伝達事項等の共有をしっかりと行い，地域内での違いもお互いに認識をし合えるよう柔軟に組織の再編を進め，地域の核となる組織と場所を一つにし，意見交換や情報交換がいつでもできる場所となること。

また，まちづくり計画については，作成の義務化，見直しの義務化，成果の見える化ができるようにし，形式にとらわれず，自分たちのまちの問題点を出し合い，自分たちが主体となって問題解決に取り組めるように，その目的及び役割分担と責任の所在を明確にすることが大切であると考えます。

今後，条例もしくは交付金要綱等の設置を検討する場合，用語も含めて，現在ある「笠岡市みんなが輝くまちづくり条例」との統合，もしくは整合性を図るべきである。

さらに，地域担当職員の配置については，その目的を明確にした上で検討すべきである。常に事務手続等の責任が持てるようにするためには，集落支援員などのような制度を活用し，そ

の人員を確保する方法も考え、重複のない組織の再編を目指してもらいたい。

役員の高齢化問題や固定化により特定の団体との関係が強くならないように女性の参加の推進や現役世代への呼びかけによる担い手の確保を推進すること。

(2) 交付金などの財源と使い方について

人件費と賃借料(場所代)を合わせると運営交付金の80%以上のところがある一方、17%程度のところもある。人件費や場所などもっと合理的に行うべきである。地域の事情も勘案しながら有効な交付金の活用になるようにすべきである。

また、予算や決算、活動報告など期限を決めて必ず公表することを義務付けること。現在、広報紙の発行を行い、それらの公表を積極的に進めているところもあるが、全く行っていないところもある。

したがって、事務的な仕事に関しては、集落支援員制度を活用することにより、しっかりとした業務を行えるような仕組みも考えること。

(3) まちづくりの意識について

これまで行政が細やかな対応で市民サービスにあたってきた。市役所へ申し出ればやってもらえる、何とかしてもらえると意識が出来上がっている。しかし、マンパワーの不足や財源の問題からも地域の問題点は自分たちが主体になっていかに解決していかなければならないという市民意識の変革が必要となっている。

まちづくりは自分たちが行わなければならないというビジョンを明確に示すことにより小規模多機能自治の啓発、啓蒙をしていく必要がある。

おわりに

人口減少，少子高齢化，価値観の多様化などにより，地域が抱える課題は，年々複雑かつ多様化している。

今後我々の安全・安心で心豊かな暮らしを守り続けるためには，地域住民，行政，市議会が一丸となって知恵を出し合い，地域の皆さんが主体的かつ自主的に，地域の特色を生かした地域づくりに取り組めるよう協働していくことが重要であると考えます。

市当局においては，本提言を真摯に受け止めていただき，引き続き，地域が抱える課題解決に向けて現状分析及び研究を進め，早急に取り組まれることを望む。